

訓練等給付事業の暫定支給決定に係る取扱いについて

1 目的

訓練等給付にかかる障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①「当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認」、②「当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断」を行うための期間として暫定支給決定期間を定めています。

2 暫定支給決定を行うサービス

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

② 就労移行支援

③ 就労継続支援A型

ただし、次の対象者を除きます。

① 特定旧法受給者等

特定旧法受給者だけでなく、平成18年10月1日以降に旧法指定施設を利用し、当該施設が新体系事業へ移行し、引き続きその事業所を利用する利用者也不要とします。

② アセスメントが既に行われている対象者

支給申請時において、既に当該事業者により暫定支給決定中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないと判断される場合

就労継続支援A型事業で、この場合に該当する場合は、アセスメント票を添付し、次の報告書を、利用者の支給申請時に併せて、事業所より申請先の区福祉課・保健所へ提出してください。

「就労継続支援A型事業の暫定支給決定に替わるアセスメント実施報告書」

③ 同一事業所でサービス種別を変更する場合

利用者の希望により、同一事業所内で、暫定支給決定を要しないサービスから暫定支給決定を要するサービスへ変更する場合

3 暫定支給決定を行わないサービス（訓練等給付）

① 就労継続支援B型

② 基準該当自立訓練

③ 就労移行支援（養成施設）

4 暫定支給決定期間

「2ヶ月間」

支給決定当初に、各サービス種別における通常の有効期間の支給決定を行

い、支給決定期間のうち最初の2ヶ月間を暫定支給決定期間として決定します。

なお、事業者によるアセスメント等の結果、改善効果が見込まれないと判断された場合は、暫定支給決定期間内に支給決定の取り消しを行うこととなります。取り消しの根拠…障害者自立支援法第25条第1項第1号

5 受給者証

受給者証（Ⅰ）「訓練等給付費の支給決定内容」（第四面）の予備欄に、暫定支給決定期間が記載されていますので確認してください。

「支給決定期間のうち平成○年○月○日から平成○年○月○日までは暫定支給決定期間とする。」と記載されています。

6 利用者の評価結果の報告

サービス提供事業者は、利用者のアセスメント内容、個別支援計画、当該計画に基づく支援実績記録及びその評価結果をとりまとめ、暫定支給決定期間の終期の2週間前までに、受給者証に記載のある区福祉課・保健所へ提出してください。

なお、アセスメント、個別支援計画、支援実績記録は事業所の任意様式で構いませんが、評価結果については次の報告書様式で提出してください。

「暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書」

7 訓練継続の要否

事業所の評価結果において、継続することが認められ、かつ利用者から申し出がない限りは、継続を希望しているものとみなし訓練継続とします。

なお、その場合、支給決定当初に、各サービス種別における通常の有効期間の支給決定を行っているため、本支給にあたっての決定通知及び受給者証の交付等はいりません（受給者証の支給決定期間において訓練を行うことができるものとします。）

8 その他留意事項

就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結してください。（利用希望者と暫定支給決定の初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後暫定支給決定の結果利用できなくなった場合、事業者に当該利用希望者に解雇予告手当を支払う義務が生じるため）。